

平成28年三重県議会定例会 防災県土整備企業常任委員会説明資料

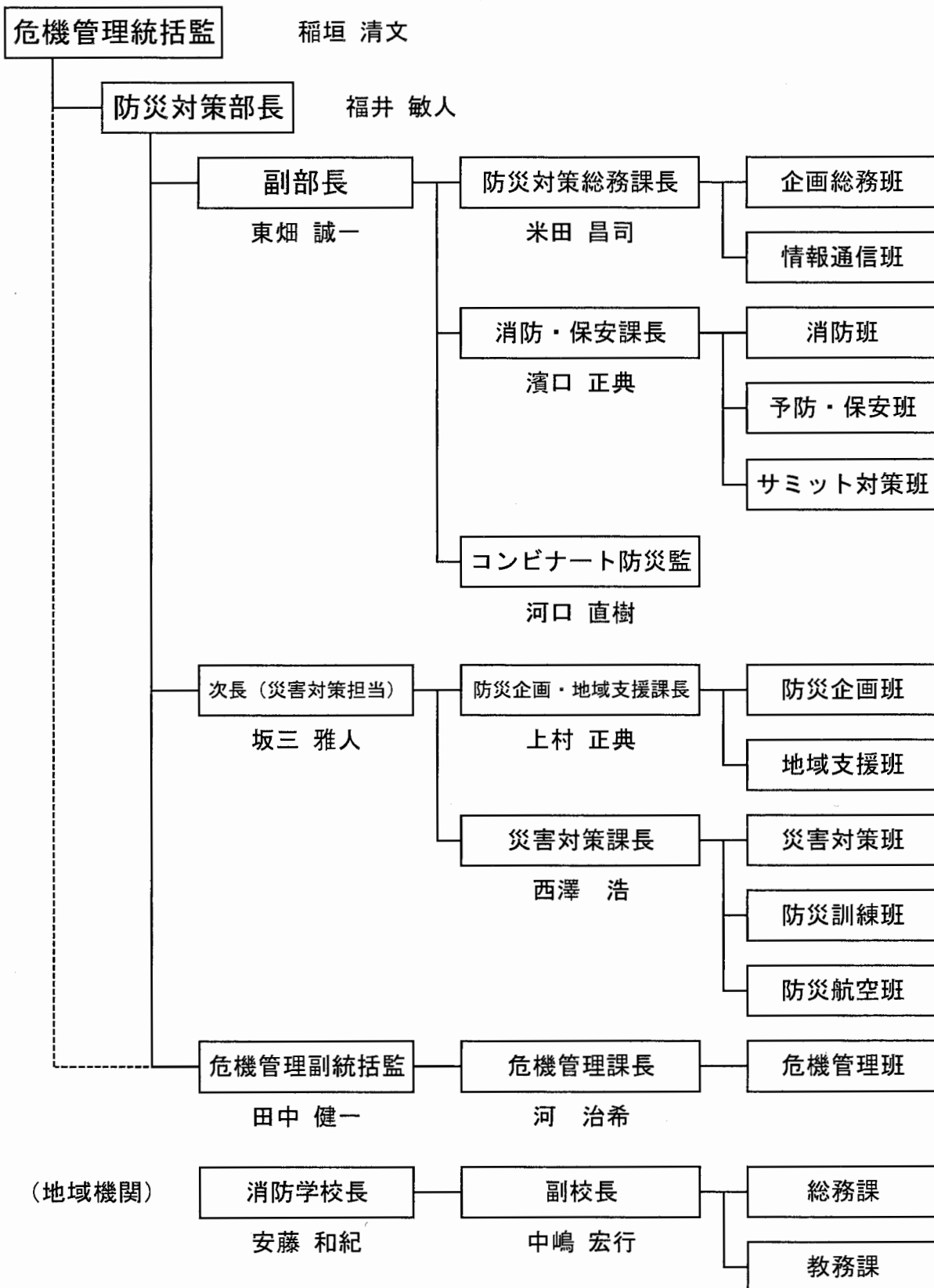
1	防災対策部の組織機構について・・・・・・・・・・	1
2	平成28年度防災対策部予算について・・・・・・	2
3	平成28年（2016年）熊本地震への対応について・・・	3
4	防災情報の提供と防災通信ネットワークについて・・・・・・	7
5	消防・保安行政の推進について・・・・・・・・・・	11
6	東日本大震災支援本部員会議について・・・・・・・・・・	27
7	三重県の地震・津波対策及び風水害対策について・・・・・・	31
8	地域防災力の向上について・・・・・・・・・・	33
9	災害対策活動体制の充実・強化について・・・・・・・・・・	37
10	危機管理の推進について・・・・・・・・・・	47
11	国民保護の推進について・・・・・・・・・・	49

【別冊】

- 別冊1：事務事業概要
- 別冊2：平成28年度防災対策部主要事業

平成28年6月1日
防災対策部

1 防災対策部の組織機構について



職員数

本庁	69 (13)
地域機関	14 (7)
合計	83 (20)

()は市町等からの派遣職員数で内数

2 平成28年度防災対策部予算について

平成28年度の防災対策部予算額は61億2,162万3千円で、平成27年度6月補正後予算額と比較し、40億1,927万9千円の増となっています。

増減の主なものは、北勢広域防災拠点の土木構造物工事等の実施による増【防災拠点施設整備事業費】、防災ヘリコプター用防災行政無線のデジタル化による増【防災行政無線整備事業費】、防災ヘリコプターの機体更新及びヘリコプターテレビ電送システムの整備による増【防災ヘリコプター更新事業費】、伊勢志摩サミットにおける消防・救急特別警戒体制の確保等による増【消防費】、地域減災力強化推進補助金の見直しに伴う減【地震対策費】です。

単位:千円

項 目	事業名	H27	H28		差引		前年度比
		6月補正後 予算額 A	当初 予算額 B	左の財源 県費 其他	B-A	B/A	B/A
	【危機管理推進事業費】	1,741	1,495	1,495	0	△ 246	85.9%
	危機管理費計	1,741	1,495	1,495	0	△ 246	85.9%
企画費		1,741	1,495	1,495	0	△ 246	85.9%
	【給与費】	544,213	585,302	585,302	0	41,089	107.6%
	【防災総務費】	14,629	14,012	13,973	39	△ 617	95.8%
	【防災対策費】	90,510	128,761	95,694	33,067	38,251	142.3%
	【地震対策費】	307,612	183,782	170,722	13,060	△ 123,830	59.7%
	【防災拠点施設整備事業費】	406,747	923,901	6,100	917,801	517,154	227.1%
	【防災行政無線管理費】	228,587	216,673	40,880	175,793	△ 11,914	94.8%
	【防災行政無線整備事業費】	18,318	305,632	632	305,000	287,314	1668.5%
	【防災ヘリコプター運航管理費】	231,578	197,019	18,019	179,000	△ 34,559	85.1%
	【防災ヘリコプター更新事業費】	10,729	2,959,151	151	2,959,000	2,948,422	27580.9%
	【国民保護費】	2,124	1,940	660	1,280	△ 184	91.3%
	防災総務費計	1,855,047	5,516,173	932,133	4,584,040	3,661,126	297.4%
	【消防費】	36,334	380,265	27,929	352,336	343,931	1046.6%
	【予防費】	38,133	37,162	△ 8,716	45,878	△ 971	97.5%
	【消防学校費】	136,329	156,750	137,562	19,188	20,421	115.0%
	消防指導費計	210,796	574,177	156,775	417,402	363,381	272.4%
	【高圧ガス費】	32,963	28,024	△ 12,247	40,271	△ 4,939	85.0%
	【銃砲火薬類取締費】	778	751	△ 2,158	2,909	△ 27	96.5%
	【電気関係取締費】	1,019	1,003	△ 7,582	8,585	△ 16	98.4%
	銃砲火薬ガス等取締費計	34,760	29,778	△ 21,987	51,765	△ 4,982	85.7%
防災費計		2,100,603	6,120,128	1,066,921	5,053,207	4,019,525	291.4%
合 計		2,102,344	6,121,623	1,068,416	5,053,207	4,019,279	291.2%

3 平成 28 年（2016 年）熊本地震への対応について

1 災害の概況（5/27 14:00 現在 政府非常災害対策本部まとめ）

〔平成 28 年 4 月 14 日 21 時 26 分の地震〕

地震の規模：マグニチュード 6.5（暫定値）

最大震度：震度 7 熊本県益城町

〔平成 28 年 4 月 16 日 1 時 25 分の地震〕

地震の規模：マグニチュード 7.3（暫定値）

最大震度：震度 7 熊本県益城町、西原村

・人的被害

死者 49 名、重傷者 345 名、軽傷者 1,318 名 計 1,712 名

（このほか、いわゆる震災関連死と思われる死者 20 名）

・住宅被害

全壊 8,309 棟、半壊 18,724 棟、一部破損 79,736 棟 計 106,769 棟

2 県の対応状況

（1）庁内連絡会議の設置

ア 名称：平成 28 年（2016 年）熊本地震対策庁内連絡会議

イ 構成：本部長：知事、副本部長：副知事、危機管理統括監、

本部員：各部局長

ウ 開催状況：

4 月 18 日 第 1 回連絡会議 会議設置、被災状況、知事会対応、各部局
対応報告

4 月 22 日 第 2 回連絡会議 各部局対応、先遣隊報告

4 月 27 日 第 1 回幹事会 各部局対応情報共有

5 月 31 日 第 2 回幹事会 各部局対応情報共有

（2）対応状況

部局名	人的支援	その他物的支援等
防災対策部	○4/17（日）～4/19（火） 物資隊第 1 便として、県職員 4 名 を熊本市へ派遣	○4/17（日）～4/19（火） 物資隊第 1 便としてアルファ化 米県備蓄分 3,400 食を熊本市へ搬 送
	○4/18（月）～4/22（金） 先遣隊として、県職員 4 名が熊本 市と大分市で現地調査を実施	○4/18（月）～4/21（木） 物資隊第 2 便としアルファ化米 県備蓄分 10,450 食、市町提供分 85,330 食の計 95,780 食を熊本市 へ搬送

部局名	人的支援	その他物的支援等
戦略企画部		○4/18（月）～4/28（木） 県職員向け義援金募集 ○4/28（木） 熊本地震災害への義援金 4,505,199 円を日本赤十字社の口座へ「三重県職員有志一同」名で振込 ○4/21（木） 県ウェブサイト「熊本地震に関する支援」ページを公開
総務部	○4/24（日）～5/20（金） 全国知事会からの支援要請を受け、県職員 5 名を熊本県南阿蘇村へ派遣（6 泊 7 日で入れ替え） 第 1 班 4/24（日）～4/30（土） 第 2 班 4/28（木）～5/4（水） 第 3 班 5/2（月）～5/8（日） 第 4 班 5/6（金）～5/12（木） 第 5 班 5/10（火）～5/16（月） 第 6 班 5/14（土）～5/20（金） 計 30 名	○ ～8 月末 自動車税納付期限の延長 （熊本県と大分県に住所がある人計 228 名対象） ○国税、熊本県が定める延長後の期限 個人事業税、不動産取得税の課税保留 法人二税の申告期限の延長
健康福祉部	○4/20（水）～4/27（水） 全国知事会からの要請を受け、医療救護班第 1 班 1 隊 4 名（三重大学医学部附属病院）を熊本県（御船保健所：上益城郡山都町）へ派遣 ○4/26（火）～5/3（火） 医療救護班第 2 班 1 隊 6 名（松阪市民病院） ○5/2（月）～5/6（金） 医療救護班第 3 班 1 隊 6 名（県立総合医療センター） ○5/5（木）～5/9（月） 医療救護班第 4 班 1 隊 5 名（市立四日市病院） ○5/8（日）～5/12（木） 医療救護班第 5 班 1 隊 5 名（鈴鹿中央総合病院） 計 26 名	○4/17（日）及び 4/22（金） 県ウェブサイト「日本赤十字社、中央共同募金会、熊本県、大分県の災害義援金の募集情報を公開」 ○4/18（月）及び 4/19（火） 本庁及び各地域総合庁舎（10 カ所）に募金箱を設置

部局名	人的支援	その他物的支援等
健康福祉部	○4/23（土）～4/29（金） DMA Tロジスティックチーム隊員として、業務調査員1名を派遣 ○4/18（月）～4/25（月） DPAT 第1班2隊11名（三重県立こころの医療センター、国立病院機構榊原病院）を熊本県へ派遣 ○4/24（日）～5/1（日） DPAT 第2班1隊5名（三重県立こころの医療センター） ○4/30（土）～5/7（土） DPAT 第3班1隊5名（三重県立こころの医療センター） ○5/6（金）～5/12（木） DPAT 第4班（松阪厚生病院） ○5/12（木）～5/18（水） DPAT 第5班（鈴鹿厚生病院） ○5/18（水）～5/24（火） DPAT 第6班（信貴山病院分院上野病院） ○5/24（火）～5/30（月） DPAT 第7班（三重県立小児心療センターあすなろ学園） 計 37 名	
環境生活部		○4/25（月） みえ災害ボランティア支援センター設置を決定 4/27～官民協働による支援センターを開設。以下の業務開始 ・問い合わせ窓口の設置、相談業務 ・情報提供（現地情報・ボランティア情報） ・災害派遣等従事車両証明書発行など ○5/3（火）～ 「平成28年熊本・大分地震支援災害ボランティア活動交通費等助成事業」の募集開始 ※一次募集は5/12で受付終了

部局名	人的支援	その他物的支援等
県土整備部	○4/22（金）～4/26（火） 全国被災建築物応急危険度判定協議会中部ブロックを通じた派遣要請を受け、被災建築物応急危険度判定士12名（第2次）を熊本県へ派遣 ○4/25（月）～4/29（金） 第3次の派遣分として12名を派遣 県職員4名、市職員16名、 団体職員4名 計24名 ○4/28（木）～5/2（月） 被災宅地危険度判定連絡協議会中部ブロックを通じた派遣要請を受け、被災宅地危険度判定士3名（県職員）を熊本県へ派遣 ○5/7（土）～5/11（水） 被災宅地危険度判定士3名（桑名市職員）を熊本県へ派遣 県職員3名、市職員3名 計6名	○4/21（木） 県営住宅21戸を提供可能である旨を公表 ※即入居可能分（家賃は無償、敷金及び連帯保証人は不要で、入居期間は原則1年以内） 5/9（月）に被災者1世帯（2名）の一時入居を許可し入居 ○4/22（金） 4/25（月） 4/27（水） 4/28（木） 市営住宅41戸（松阪市、伊勢市、津市、名張市）の提供を公表
教育委員会	○5/23（月）～7/22（金） スクールカウンセラー等1名を熊本市内の中学校区へ派遣 第1班 5/23（月）～5/27（金） 第2班 5/30（月）～6/3（金） 第3班 6/6（月）～6/10（金） 第4班 6/13（月）～6/17（金） 第5班 6/20（月）～6/24（金） 第6班 6/27（月）～7/1（金） 第7班 7/4（月）～7/8（金） 第8班 7/11（月）～7/15（金） 第9班 7/19（火）～7/22（金） 計9名	

3 今後の対応

平成28年熊本地震の発生から1か月半が経過したところですが、熊本地震への対応に関する課題については、県から派遣した先遣隊、物資隊の報告や報道などにより明らかとなってきた発災直後の課題のほか、公共土木施設等の復旧等が進められる中で明らかになっていくものもあります。

こうした課題をふまえるとともに、これまでの取組や国などの議論も注視しながら、三重県新地震・津波対策行動計画の次期計画の検討や、各部局とも連携しながら、県の災害対策活動体制の充実・強化につなげます。

4 防災情報の提供と防災通信ネットワークについて

1 防災情報の提供

(1) 概 要

県では、災害情報等を収集し、提供する仕組みである「防災情報提供プラットフォーム」を平成 15 年度から運用しています。

防災情報提供プラットフォームは、①「防災みえ.jp」ホームページ ②「防災みえ.jp」防災情報メール配信サービス ③市町等から被害情報等を収集する防災情報システム で構成しています。

①「防災みえ.jp」ホームページ

県が収集した気象情報や災害情報、ライフライン情報等の防災・災害に関する情報をリアルタイムで県民等に提供するシステムです。

また、防災に関する各種資料等も提供しています。

なお、これらの情報は携帯電話用サイトでも提供しています。

②「防災みえ.jp」防災情報メール配信サービス

登録者に電子メールで気象情報、地震・津波情報等の情報提供を行うシステムです。

また、環境生活部大気・水環境課と協力して「PM2.5 注意喚起情報」の配信を行っています。

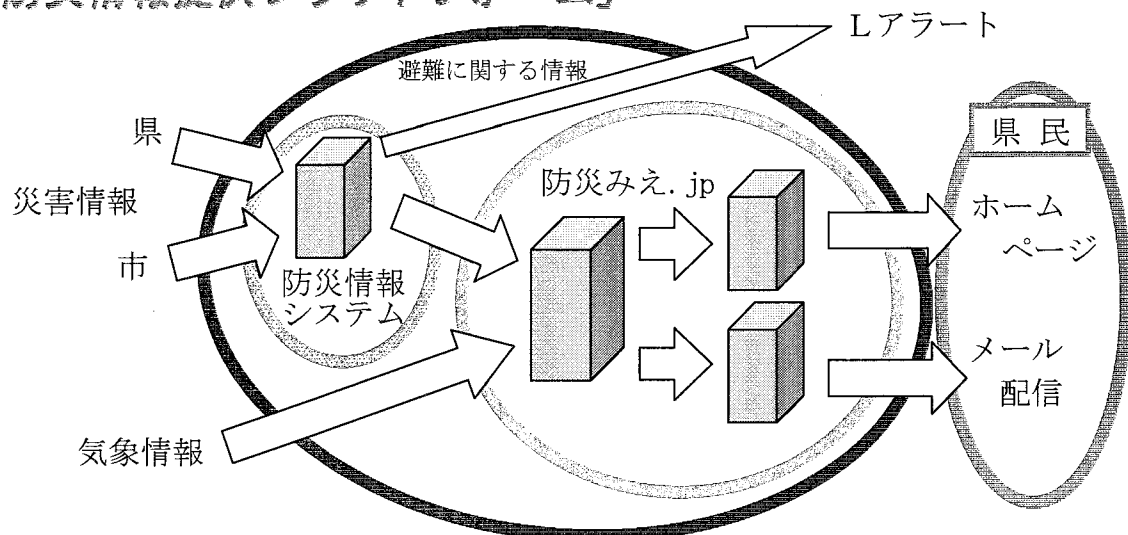
登録者数は平成 28 年 3 月末現在で、約 4 万 3 千 7 百人です。

③ 防災情報システム

災害対策本部の設置時に、関係市町等から被害情報や避難情報を収集し、共有するシステムです。

平成 27 年 6 月 1 日からは、防災情報システムに入力された市町の避難に関する情報について、Lアラートに発信しています。

「防災情報提供プラットフォーム」



(2) 今後の取組

県民の皆様が身を守るために必要な情報をわかりやすく提供できるように、情報の内容や提供方法について充実を図っていきます。

また、メール配信サービスについては、配信内容や利用方法等について時期をとらえた周知・啓発を行うことにより登録を促進し、県民の迅速な防災対応に繋がっていきます。

なお、現在のシステムは保守対応が可能な期限が迫っていることから、今年度にGISを活用した新しい防災情報プラットフォームを構築し、平成29年度から運用を開始する予定です。

2 防災通信ネットワーク

(1) 概 要

災害時に防災関係機関相互の通信を確保する「防災通信ネットワーク」は、①地上系防災行政無線 ②衛星系防災行政無線 ③有線系通信 で構成し、県庁舎、市町役場、消防本部、警察署、災害拠点病院、国等の関係機関に設置しています。

機 関 名	設置機関数	設置箇所数		
		地上系	衛星系	有線系
中継所	—	24	—	—
県庁舎等	13	13	10	13
(内 訳)	端末局	108	127	52
	市 町	29	49※	29
	消防本部	15	15	15
	警察署関係	19	1	0
	医療関係	17	4	0
	報道関係	3	0	0
	県地域機関、県関係	12	0	11
	国関係	8	3	2
	ライフライン	5	0	0
合計	121	164	62	90

※ 市町の地上系の設置箇所数が設置機関数より多いのは、現在も市町村合併前の役場に設置している所があるため

① 地上系防災行政無線

山上等に設置した中継局を介して防災関係機関に設置した固定局及び車等の移動局の相互間で音声通信等を行う無線通信設備です。

② 衛星系防災行政無線

赤道上空の静止衛星を介して、防災関係機関や可搬型無線機の相互間で音声

通信、画像伝送等を行う通信設備です。

平成22年度から平成25年度にかけて高機能の次世代型設備への更新を行い、現地からの映像伝送やテレビ会議等にも利用できるようになりました。

③ 有線系通信

インターネット等を利用して防災情報や画像情報など大容量のデータ通信を行う通信設備です。

(2) 今後の取組

大規模災害時における関係機関の連携を図るため、今年度は災害拠点病院の名張市立病院に地上系防災行政無線を整備します。

また、今年度に防災ヘリコプターとの通信に使用している防災行政無線のデジタル化及びヘリコプターテレビ映像電送システムの整備を行い、平成29年度から運用を開始する予定です。

(参考)

○ 市町の防災行政無線

市町が整備している防災行政無線には、大きく2種類あります。

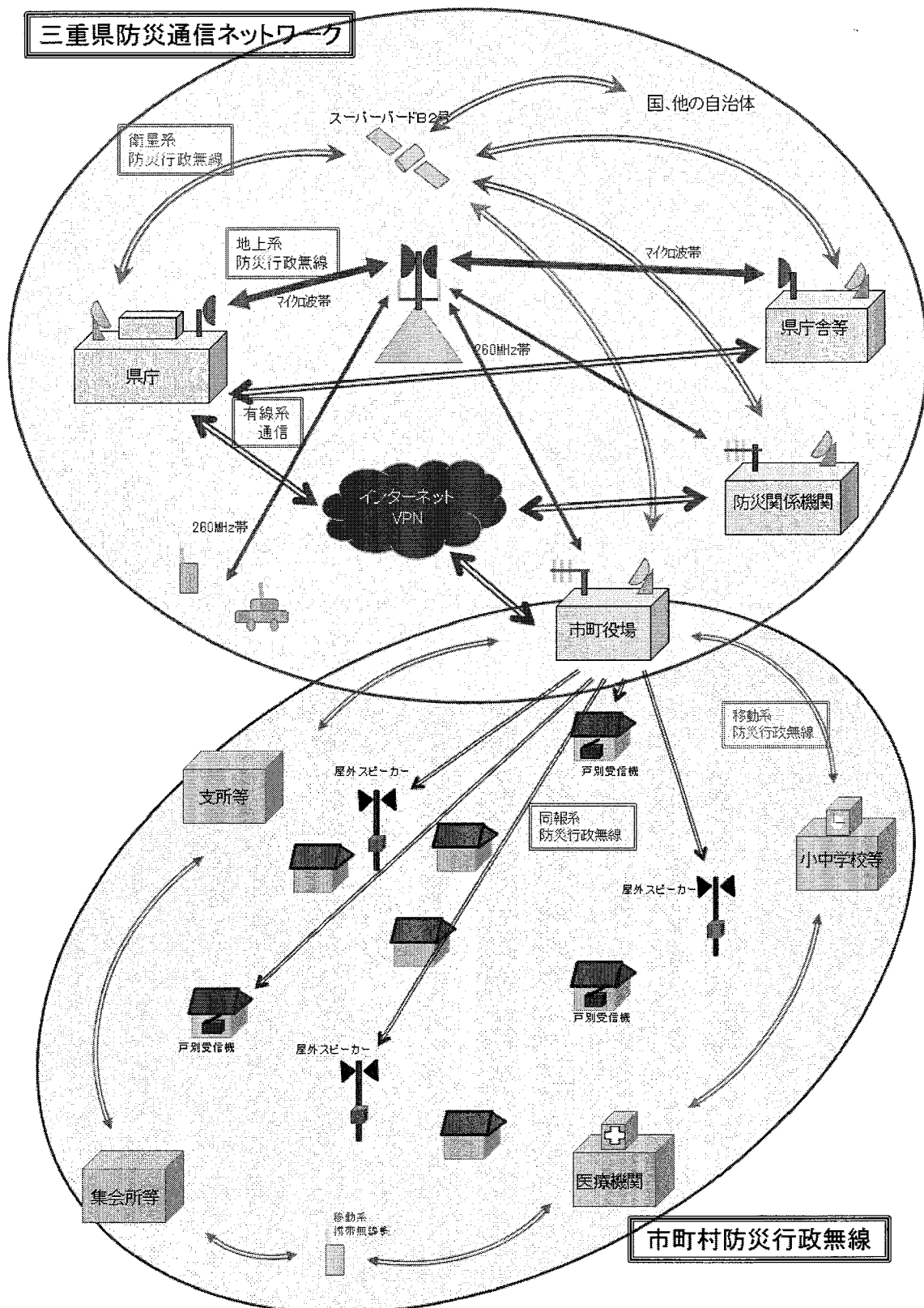
一つは「同報系」で、各戸に受信機を設置したり、地区に屋外スピーカーを設置するなどして、市町役場から地域住民に直接情報を放送するものです。

もう一つは「移動系」で、主として市町役場と支所、避難所などの連絡用として配備しているものです。

現在、29市町のうち、28市町が同報系無線※を、29市町が移動系無線を整備しています。

※ 同報系無線を未整備の名張市は、コミュニティFM放送にて対応
また、再整備に合わせてデジタル化を図っています。

「三重県防災通信ネットワーク」



5 消防・保安行政の推進について

1 消防の広域化について

(1) 経緯

消防の広域化については、平成 18 年に消防組織法の一部が改正されるとともに、基本指針が示されました。これを受け、県は、平成 20 年 3 月に「三重県消防広域化推進計画」を策定しました。

その後、平成 25 年 4 月に、基本指針の改正が行われたことから、県は、平成 25 年度に「三重県消防広域化推進計画」の見直しを行い、平成 26 年 3 月に「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」（以下「推進計画（改訂版）」）を策定、公表しました。

(2) 三重県消防広域化推進計画（改訂版）の概要

推進計画（改訂版）では、地域の実情をふまえて、優先的に広域化に取り組む地域を重点化するとともに、消防事務の全部を統合する前段階としての、通信指令業務等の個別業務の共同処理（「機能別広域化」）を推進することとしています。

消防の広域化の進め方

- ・ 県内一律ではなく、地域の実情をふまえて広域化を推進する。
 - ・ 優先度が高い地域の広域化を推進するために、県は関係市町の意向を踏まえ、重点地域の指定を行う。
- 1 優先的に広域化に取り組む地域の重点化（重点地域の指定）
 - ・ 広域化の気運の高まりをさらに促進すべき地域⇒ ①伊賀市・名張市地域、②四日市市・菰野町地域
 - ・ 急ぎ消防体制の強化が必要な地域⇒ 鳥羽市
 - 2 「機能別広域化」の推進
 - ・ 消防事務の全部を統合するという広域化の方式に加え、通信指令業務等の個別業務の共同処理（「機能別広域化」）を推進
 - * 機能別広域化…通信指令業務、救急業務、予防業務等の個別業務の共同処理
 - 3 広域化の気運の醸成
 - ① 広域化に関する議論が活発に行われるための取組の推進
 - ② 将来の広域化を見据えた大規模災害時等への対応（相互応援等）の強化

(3) 県内の状況

優先的に広域化に取り組む地域における状況は次のとおりです。

- ① 伊賀市・名張市地域：平成 26 年 7 月に両市議会に、平成 30 年 4 月までに広域化をめざす旨の報告が行われています。
- ② 四日市市・菰野町地域：県も参画する研究会で協議が進められており、平成 28 年 4 月から四日市市、桑名市、菰野町の 3 消防本部による通信指令台の共同運用が開始されています。
- ③ 鳥羽市：広域化の検討に向けては消防体制（消防力）の強化が必要なことから、平成 27 年度に南鳥羽出張所が整備されました。

(4) 今後の取組について

- ・ 推進計画（改訂版）に従い、優先的に広域化に取り組む必要があるとした地域については、あらかじめ関係市町の意向を踏まえたうえで、国・県の支援を集中的に実施する重点地域の指定を行っていくこととします。
- ・ 市町や消防本部からの求めに応じて必要な調整や先進事例等のきめ細かな情報提供、啓発活動を行うとともに、地域の実情に応じた弾力的な財政支援措置を国に働きかけるなどに取り組んでいきます。
- ・ 各地域の進展等の状況に応じた県独自の必要な支援にも取り組んでいきます。

2 消防団の充実・強化について

(1) 三重県の消防団の現状

消防団は、地域の防災力確保のために大きな役割を果たしていますが、全国で団員数の減少、団員に占める被雇用者の増加、平均年齢の上昇が進む中、県内の消防団の現状は以下のとおりとなっています。

ア 消防団員数の推移（図①）

消防団員数は、平成 28 年 4 月 1 日現在で 13,709 人（速報値）と、前年度より 138 人、過去 10 年間で 228 人減少しており、これまで最小であった平成 21 年度の 13,760 人を下回りました。

※ 全国の消防団員数（平成 27 年 4 月 1 日現在）859,995 人（平成 11 年比 89.9%）

イ 消防団員の就労構造の推移（図②）

消防団員に占める被雇用者の割合が高い水準で推移していることから、消防団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力を得ることが不可欠となっています。

※ 三重県内の団員における被雇用者の割合（平成 27 年 4 月 1 日現在）73.2%

ウ 消防団員の平均年齢の推移（図③）

県内の消防団員の平均年齢は平成 27 年 4 月 1 日現在 40.7 歳であり、平成 12 年の平均年齢が 35.8 歳であったので、15 年間で 4.9 歳高年齢化しています。

※ 全国平均年齢（平成 27 年 4 月 1 日現在）40.2 歳

エ 女性消防団員の割合の推移（図④）

近年、女性消防団員は毎年増加していましたが、平成 28 年 4 月 1 日現在で 461 名（割合：3.4% 速報値）と前年度と比べ 18 人減少しています。

なお、女性消防団員を採用している市町は、1 町増え、21 市町となっています。

※ 全国の女性消防団員の割合（平成 27 年 4 月 1 日現在）2.6%

(2) 今後の対応

こうした状況の中、市町や県消防協会と連携し、消防団員の確保や消防団の活性化に引き続き取り組むとともに、消防団の装備や団員の教育訓練等の充実・強化を図っていきます。

ア 地域住民への情報発信

広報媒体等を活用し、地域住民に対して消防団の活動内容や役割・存在意義等の周知を行い、消防団への理解及び参加の促進を図ります。

また、本年度もキャンペーンを実施し、団員入団促進を図り、消防団員の確保と消防団の活性化に向けた取組を進めます。

イ 若年層への入団促進

若年層（大学生、短大生等）に対し入団を積極的に働きかけ、若年層団員の増加をめざします。

ウ 女性消防団員の入団促進

女性消防団員が入団していない市町へ積極的に働きかけるなど、女性団員の増加をめざします。

エ O B 支援団員、機能別消防団の充実強化

多様な消防団の形態があることを周知することで、消防団活動の更なる充実強化を図ります。

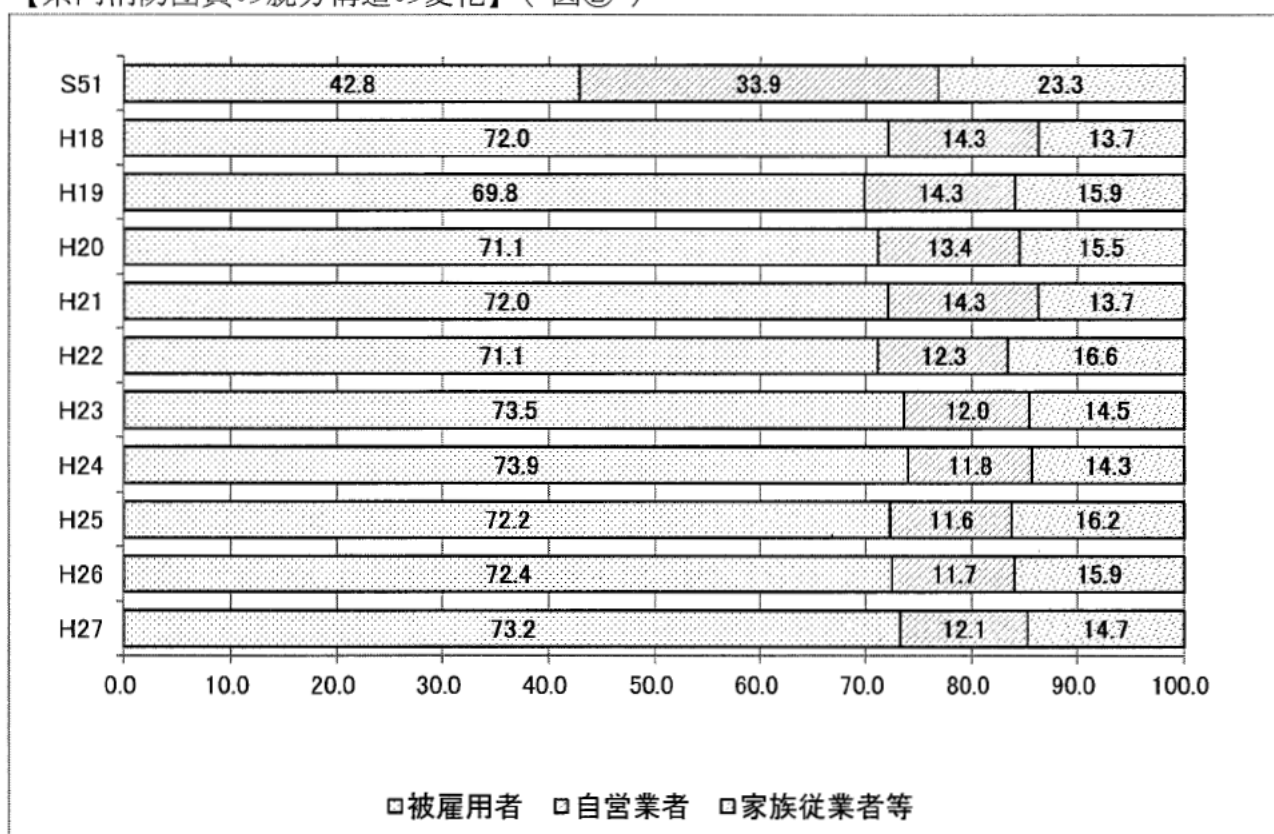
オ 応援制度等の検討

平成 27 年度に実施した、消防団応援制度等の調査結果をもとに、団員や事業所を応援する制度の導入や取組の実施に向けた具体的な検討を進めます。

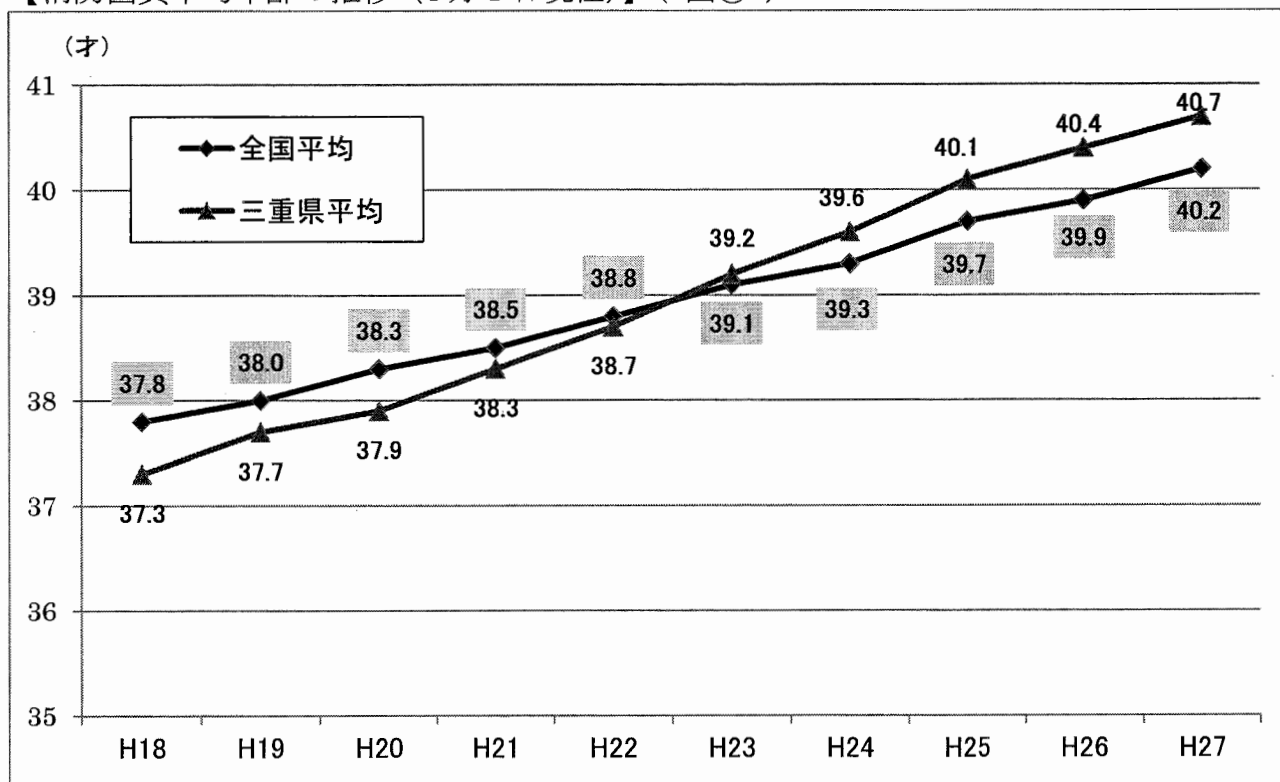
【消防団員数の推移（４月１日現在）】（図①）



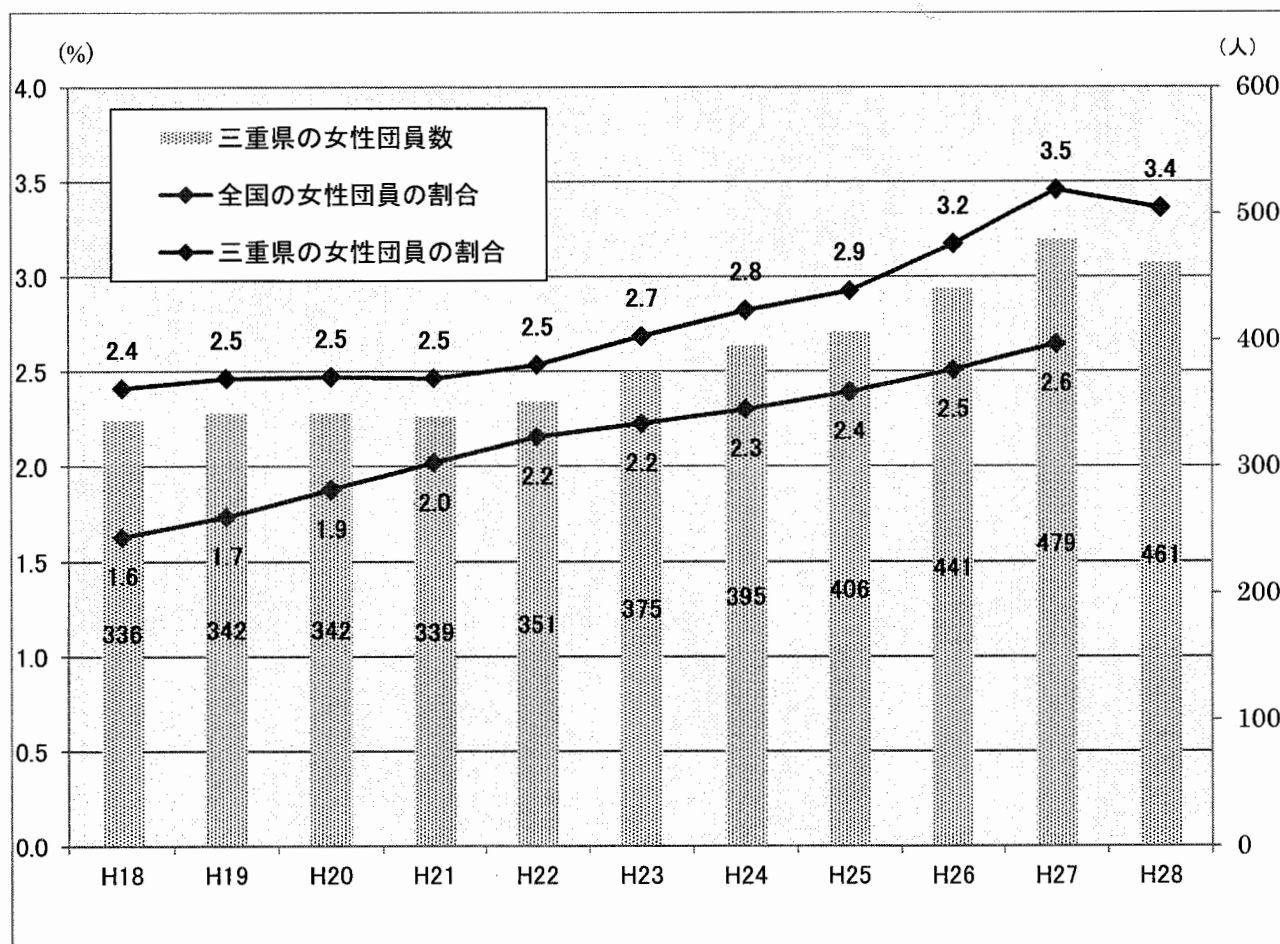
【県内消防団員の就労構造の変化】（図②）



【消防団員平均年齢の推移（４月１日現在）】（図③）



【女性消防団員の割合の推移（４月１日現在）】（図④）



3 地域防災力連携強化促進事業（ちから・いのち・きずなプロジェクト）について

（１）地域の現状と課題

局地的豪雨や竜巻など突発的な災害に対しては、公助での速やかな対応が困難であり、自助・共助が重要になってきますが、自助に係る住民の意識が十分に育っておらず、また、要援護者の方など自力による対応にも限界があることから、共助による地域防災体制の強化が必要となっています。

地域において消防団と自主防災組織は「共助」の重要な役割を担っていますが、この２つの組織の地域の中での連携については、平成 27 年度に実施した「消防団・自主防災組織実態調査」※の結果などから決して十分とは言えず、地域の中で消防団と自主防災組織が連携を進め、隙間のない災害対応ができる体制を構築していく必要があります。

※「消防団・自主防災組織実態調査」の概要

消防団及び自主防災組織へのアンケートにおいて複数の共通項目を設定し、その比較集計を行った結果、次のような現状が明らかになりました。

- 消防団と自主防災組織の関わりについて、双方で「地域で一緒に訓練を実施している」という回答が最も高い（消防団：56.0%、自主防災組織：39.3%）一方で、「地域の自主防災組織の役員と面識はあるが、防災について話し合ったり、一緒に活動したことはない」と「地域の自主防災組織と面識がない」の回答が合わせて 40%程度を占めています
- 自主防災組織の課題として、消防団、自主防災組織双方が「訓練ができていない」、「マニュアルが整備されていない」、「自主防災組織だけの活動では限界がある」といった認識を示しており、特に自主防災組織では 70%で「自主防災組織だけの活動では限界がある」と回答しています。
- 「災害リスクと危険個所の情報共有ができているか」について、消防団では高く、自主防災組織では低い状況にあります。一方で、「災害時要援護者情報を把握している」について、消防団で低く、自主防災組織で高い状況となっています
- 発災時等における活動については、役割分担の認識が一致していない項目もあり、全体として自主防災組織の方が「未定」が多く、実際の活動が決まっていない状況が伺えます

（２）平成 28 年度の取組概要

このような状況をふまえ、地域防災力連携強化促進事業（ちから・いのち・きずなプロジェクト）として、平成 27 年度から実施している消防団員を対象とした自主防災組織アドバイザー養成講座や自主防災組織を対象とした自主防災組織リーダー研修等を継続し、消防団と自主防災組織相互の連携強化に資する人材を養成するとともに、2カ所程度の地域を選び、連携強化のモデル事業を実施し、他の地域への水平展開を図っていきます。

ア. 消防団を対象とした「自主防災組織アドバイザー」の養成

防災、消火・救護・救出等の指導技術や、消防団と自主防災組織の役割等の知識を習得し、自主防災組織と積極的に関わる中で相互の連携強化を図れる人材の育成をめざし、自主防災組織アドバイザーを養成します。

みえ防災・減災センターと連携し、共通講座・専門講座・実技講習をセットメニューとした養成講座を開催します。【目標：30名】

◆開催月日・開催会場

- 共通講座：平成28年7月23日（土）〔熊野会場・県熊野庁舎〕
平成28年7月24日（日）〔四日市会場・県四日市庁舎〕
平成28年8月6日（土）〔津会場・県津庁舎〕
※ 上記3日間のうち、いずれか1日を受講
※ 自主防災組織リーダー研修（1日目）と合同開催
- 専門講座：平成28年8月28日（日）〔三重県消防学校〕
- 実技講習：平成28年9月25日（日）〔三重県消防学校〕

イ. 自主防災組織を対象とした「自主防災組織リーダー」の養成

自主防災組織のリーダーとして必要な知識・技能を習得し、消防団との連携の重要性についての理解を深め、組織の活性化に取り組む人材の育成をめざし、自主防災組織リーダーを養成します。

みえ防災・減災センターと連携し、基礎知識・組織運営・消防団との連携を主な内容とした研修会を開催します。【目標：150名】

◆開催月日・開催会場

- 熊野会場〔県熊野庁舎〕
平成28年7月23日（土）、9月3日（土）
- 四日市会場〔県四日市庁舎〕
平成28年7月24日（日）、8月20日（土）
- 津会場〔県津庁舎〕
平成28年8月6日（土）、8月27日（土）

ウ. 消防団・自主防災組織連携実務研修

講座や研修を受講した「自主防災組織アドバイザー（消防団員）」と「自主防災組織リーダー」を対象として、学んだ知識・技術等を実際の連携した活動につなげていくことを目的に、実務研修を実施します。

◆開催場所・開催日時

- 熊野会場〔県熊野庁舎〕 平成28年11月19日（土）
- 津会場〔県津庁舎〕 平成28年11月26日（土）
- 四日市会場〔県四日市庁舎〕 平成28年11月27日（日）

エ. モデル事業の展開

自主防災組織アドバイザーを中心に、消防団が実際に地元の自主防災組織と一緒に、連携実務研修で実践したことを地域で実行に移し、災害時に相互が補完し合いながら隙間ない対応ができる体制を構築し、地域防災力の向上を図るため、モデル事業を実施し、県内各地域への水平展開を図っていきます。

4 救急救命活動について

(1) 救急搬送の現状

平成 27 年中の県内における救急出動件数は 90,593 件、搬送人員は 84,491 人で、前年に比べ出動件数は 1,316 件の増加（前年比 1.5%増）、搬送人員は 1,126 人の増加（前年比 1.4%増）となっており、救急出動件数は平成 25 年を上回り過去最高となりました（全国は、救急出動件数 1.1%増、搬送人員 1.1%増）（図⑤）。

また、平成 26 年中の現場到着所要時間の平均は 8.2 分（前年 8.1 分）、病院収容所要時間の平均は 39.2 分（前年 38.4 分）となっており、病院収容所要時間は、年々延長の傾向にあります（図⑥）。

(2) 現状をふまえた今後の取組 ～救急救命活動の向上に向けた取組～

病院収容までに要する時間の延長に対応していくためには、病院前救護体制の充実・強化が重要であり、その際に救急救命士の果たす役割が大きくなっています。

また、救急搬送における病院選定から医療機関における救急医療の提供までを円滑に実施することの重要性が増しています。

これらのことをふまえ、次のとおり取組を進めていきます。

※ 病院前救護とは、傷病者が医療機関に搬入されるまでに、救急救命士等により行われる処置のことを言います。

ア 救急救命士の養成

県内消防本部から派遣された消防職員が、高度の救急活動ができる救急救命士として養成されるよう、財団法人救急振興財団及び名古屋市救急救命研修所における受講生の受入れ（年間 30 名前後）について調整や支援を行っていきます。

イ 救急救命士の資質の向上

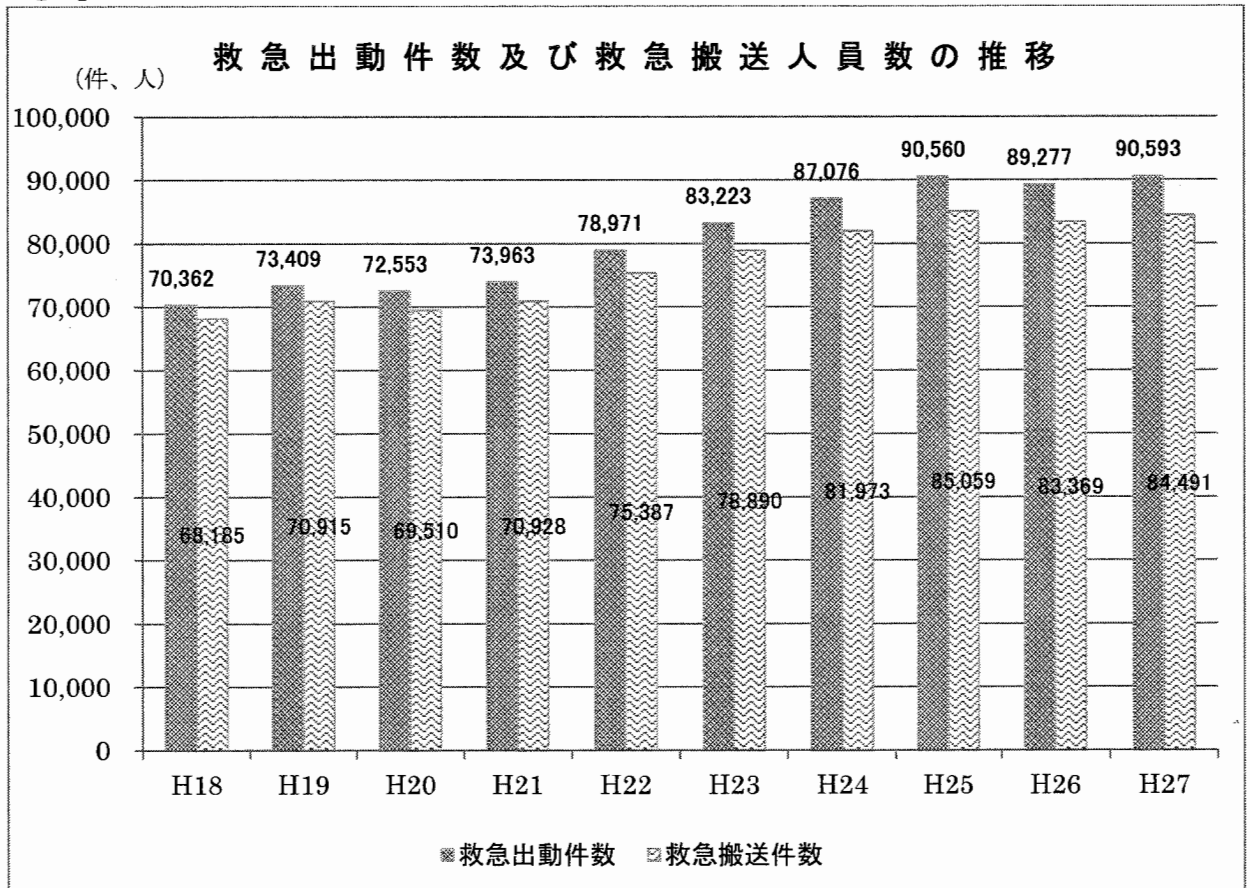
現在、救急現場で活動している救急救命士の資質の向上や処置拡大に対応するため以下のとおり取組を進めます。

- ・ 消防学校と連携して、県内全域で質の担保された救急活動が実施できるよう救急救命士をはじめ救急隊員を指導できる救急救命士（指導救命士）の養成講習を実施します。
- ・ 平成 26 年 4 月に新たに加えられた、「血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与」と「心肺機能停止前の静脈路確保と輸液の実施」の 2 つの処置について、救急救命士が資格を取得するための講習を実施します。
- ・ 脳卒中や心筋梗塞等の観察及び処置、災害医療対応に関する標準化プログラムを学習するためのセミナーを実施します。

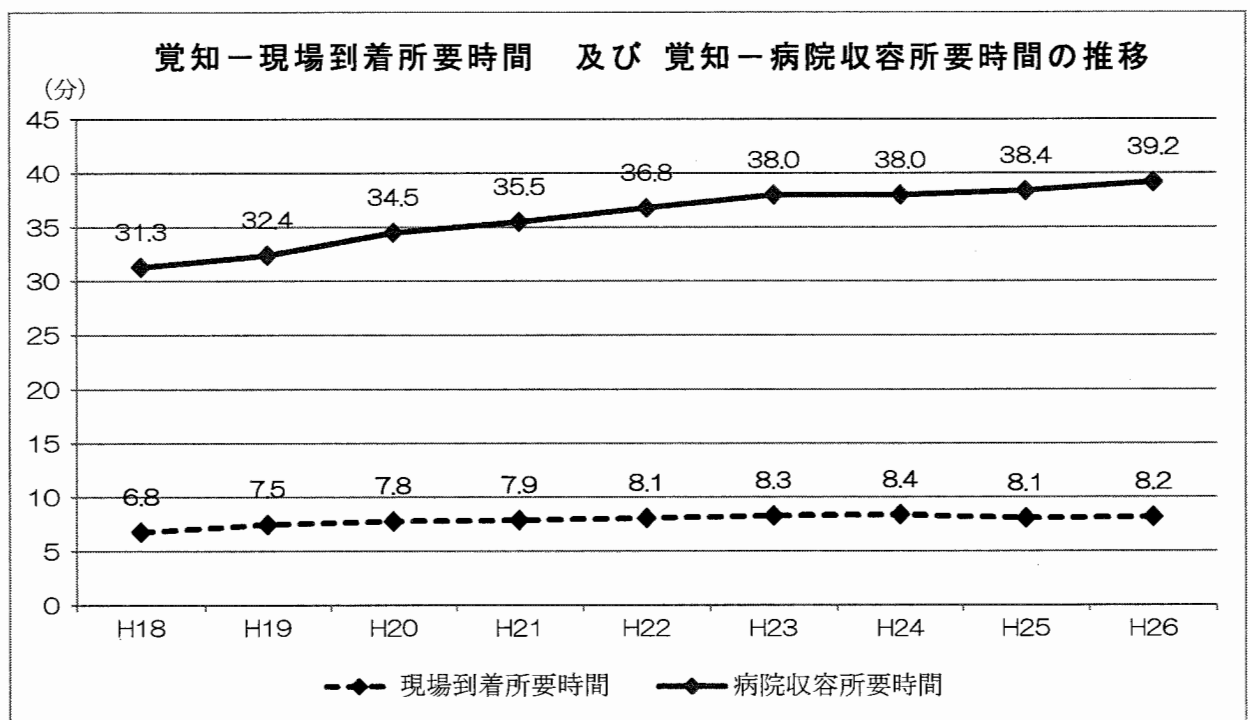
ウ 傷病者の搬送及び受入れの円滑化

傷病者の状況に応じた適切な医療が提供される医療機関への搬送及び受入れの円滑化を図るため、三重県救急搬送・医療連携協議会のもとで、消防機関と医療機関が連携し、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の適切な運用が図られるよう努めていきます。

【 図⑤ 】



【 図⑥ 】



5 高圧ガス事業所等の予防・保安対策について

(1) 概 要

高圧ガス、L P ガス及び火薬類を取り扱う施設並びに電気工事業者等に対する規制を適切に実施することにより、事故防止、保安の確保を図っています。

なお、石油タンク等の危険物施設については、消防法に基づき各消防本部が規制・指導を行っています。

ア 高圧ガス・L P ガス関係

高圧ガス保安法に基づき、高圧ガス事業所等の完成検査、保安検査及び立入検査等を実施し、保安の確保に努めています。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、一般消費者等に対するL P ガス販売事業等に関して、立入検査等を実施し、保安の確保に努めています。

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

●高圧ガス関係事業所数（製造所、貯蔵所等）	3,718
当該事業所に対する完成検査及び保安検査並びに立入検査件数	527
●L P ガス販売所数	428
当該販売所に対する立入検査件数	484

イ 火薬類関係

火薬類取締法に基づき、火薬類を取り扱う関係事業所に対し、火薬庫等の完成検査、保安検査及び立入検査等を実施し、火薬類の保安の確保に努めています。

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

●火薬類取扱事業所数（煙火製造所、火薬庫、販売所）	114
当該事業所に対する完成検査及び保安検査並びに立入検査件数	113

ウ 電気関係

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、電気工事業の登録並びに事業者の事務所等への立入検査等を実施し、電気工事の欠陥等による事故の発生防止・拡大防止に努めています。

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

●電気工事業関係事業所数	1,768
当該事業所に対する立入検査及び現地調査件数	142

エ 消防関係

消防法に基づき、危険物取扱者及び消防設備士免状所持者に対する保安講習を実施し、危険物や消防用設備の不備等による事故の発生及び被害の拡大防止に努めています。

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

●危険物取扱者保安講習	20 回実施	4,231 名受講
●消防設備等の工事又は整備に関する講習	9 回実施	938 名受講

(2) コンプライアンス確保への取組

平成 20 年度に大手企業において高圧ガス保安法に係る法令違反が相次いで判明したことから、平成 21 年度よりコンプライアンス推進事業を実施し、高圧ガス関係業者等に対し、コンプライアンス研修会を実施しコンプライアンスの徹底を図っています。

- コンプライアンス研修 平成 28 年 3 月 16 日、17 日 (津市、四日市市)
高圧ガス関係の許認可手続き及び施設管理の留意点等について、関係法令に基づく講義を実施 (224 名受講)
- 保安対策セミナー 平成 27 年 7 月 14 日 (四日市市)
「化学プラントの安全化を考える」について講演会を実施 (参加者 83 名)

(3) 今後の取組

昨年度に引き続き、保安検査や立入検査並びにコンプライアンス研修を実施し、関係事業所等に対する保安の確保を図っていきます。

これら講習等において、非定常作業時の安全確保に資する内容も取り上げ、事故の未然防止に努めていきます。

また、地域創生人材育成事業を活用して石油コンビナート等の保安を推進する中核的人材の育成を支援するための研修を実施していきます。

6 石油コンビナートの防災対策について

(1) 石油コンビナート地域における防災対策の概要

全国の石油コンビナート地域は、33 道府県に 85 地域（特別防災区域）が指定されており、規制を受ける事業所（特定事業所）は 697 となっています。

三重県では、四日市臨海地区及び尾鷲地区の 2 区域が指定され、規制を受ける事業所は、35（四日市 34、尾鷲 1）となっています。

石油コンビナート地域では、危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積しているため、危険物施設に対する消防法、高圧ガス施設に対する高圧ガス保安法等、個別の保安関係諸法による規制に加え、石油コンビナート等災害防止法に基づく各施設の面積や配置、防災施設や資機材の設置や配備、自衛防災組織の設置等が定められるなど、災害発生時における被害の拡大防止に向けた総合的な対策をとっています。

県は、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部を設置し、コンビナート地域に係る防災計画を策定しています。また、この計画に基づく対策を推進するとともに、関係市及びその他の防災関係機関が実施する事務や業務の総合的な調整を行うこととなっています。

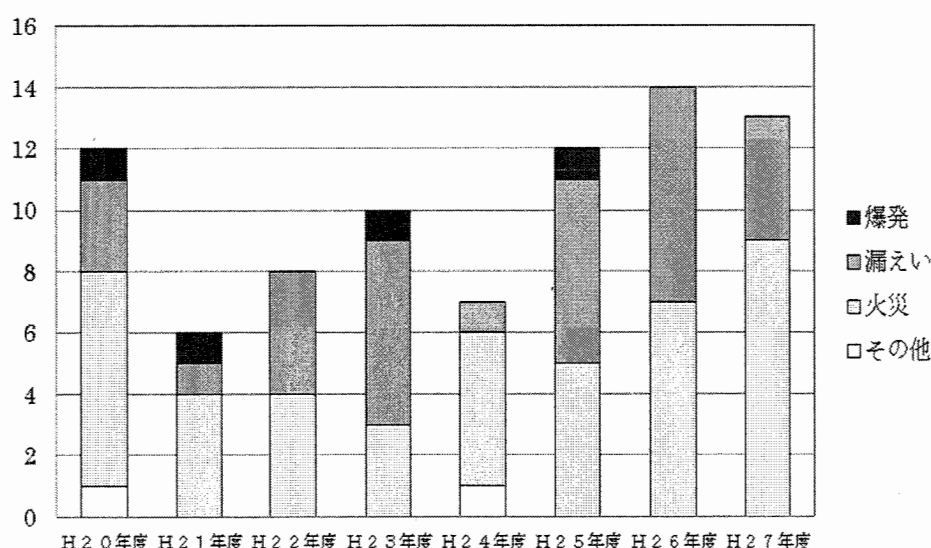
(2) 事故災害の現状と対策

平成 27 年度における本県の石油コンビナート地域における火災等の事故発生件数は 13 件（内、尾鷲地区が 2 件）で、大規模な事故や爆発事故は発生しなかったものの、過去 5 年間の状況を見ても高止まりの傾向にあります。

近年の事故原因は、腐食などの設備の維持管理上の問題や、人為的なミスによるものが多いため、ハード面の強化策として、事業所への立入検査により設備の維持管理の徹底を指導するとともに、保安担当者の意識向上を図るため保安対策セミナーなどを開催しソフト面の強化を図ってまいりました。

また、消防その他関係機関と連携した防災訓練の実施等により、事故の発生防止や拡大防止を図っているところです。

特定事業所において発生した事故



（３）三重県石油コンビナート等防災計画の見直し

平成 25 年度に実施した「石油コンビナート防災アセスメント」結果をふまえるとともに、平成 26 年 1 月の三菱マテリアル（株）四日市工場の爆発火災事故をはじめ、近年、全国的に死傷者を伴う重大事故が発生しており、その発生防止を図るため、平成 27 年 3 月に「三重県石油コンビナート等防災計画」を大幅に見直しました。

平成 27 年度は、コンビナート事業者に対し改正した防災計画の周知を行うとともに、関係機関と連携しコンビナート事業者の対応状況の把握を行いました。

○主な見直し項目

～防災アセスメントの反映～

ア 災害想定の見直し

危険物タンク、高圧ガスタンク等潜在危険性のある施設について、平常時、地震時、津波時に係る災害想定に、防災アセスメント結果を反映させました。

イ 地震防災対策の強化

地震による災害の発生危険度を低減するため施設の安全性強化対策や事業所の安全管理体制を強化するようにしました。

ウ 津波浸水被害対策の追加

各事業所において、津波浸水図を基に、詳細な被害の様相を検討し浸水深や津波到達時間に応じた対策を検討していくようにしました。

エ 大規模災害への対応し得る防災体制の整備

防災関係機関、特定事業者等が一体となって、災害の想定レベルに応じた防災・減災体制の検討を進めていく必要があります。

<特定事業者の体制強化>

- ・事業所の態様に応じた大規模災害の検討
- ・大規模災害が発生した場合の影響範囲及び対応の検討
- ・関係機関の情報収集・集約を円滑化するため、発災事業所に現地連絡室を設置

<防災本部の体制強化>

- ・現地連絡室に防災本部や市から職員を派遣し、現場の一次情報の共有

～重大事故の防止～

オ 重大事故の発生防止に向けた取組の強化

貯蔵・取扱いしている物質の性状、安全管理上の要件、当該施設の計測装置等の特性、緊急停止の要領、異常時の危険認識や対応手順等などの教育を実施し、安全確保においての基礎的な取組を徹底していく必要があります。

<重大事故の発生防止>

- ・リスクアセスメントの実施とその結果の作業標準等への反映

<教育・訓練の充実>

- ・協力会社も含めた安全管理教育の徹底
- ・非常作業に係る教育・訓練の実施
- ・技術伝承ができる教育体系の整備

カ 関係機関の連携強化

国、県、市等の関係機関は、事故発生時の対応や重大事故防止対策における連携をより一層強化していく必要があります。

- ・防災関係機関の相互連携の明確化

～災害復旧～

キ コンビナート施設の災害復旧

大規模災害の発生時に、早期の復旧・復興に貢献するため、燃料やエネルギー等を供給していく必要があります。

- ・石油製品の供給施設に係る優先的復旧体制構築の促進

(4) コンビナートにおける保安人材の育成

平成 26 年 2 月に発足した、関係省庁連絡会議の報告書の中で、『石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における事故件数は、平成 6 年から増加傾向にあり、近年も依然高い水準にある。死傷者数についても増減はあるものの、近年も高い水準にあり、これらの背景には、リスクアセスメントや人材育成・技術伝承等の問題がある。』と分析しています。平成 26 年度の石油コンビナート等防災計画の改正においても、重大事故の発生防止のため、事業所内での従業員に対する「教育・訓練の充実」を図るようしたところです。

このような中、コンビナート事業所における保安に係る中核的人材の育成を支援するため、地域創生人材育成事業を活用して、安全の専門家を育成する『産業安全塾』、産業安全に関する最新の動向を講演する『保安対策セミナー』、プラントでの危険を体験する『ハザード低減対策体験研修』、現場技術力を向上させるための『現場技術者育成講習』を実施する予定です。

7 伊勢志摩サミット消防特別警戒について

サミット会議場、関係者宿泊施設、メディアセンター等における火災等の未然防止と災害発生時の消防活動に万全を期すため、下記のとおり警戒活動を実施しました。

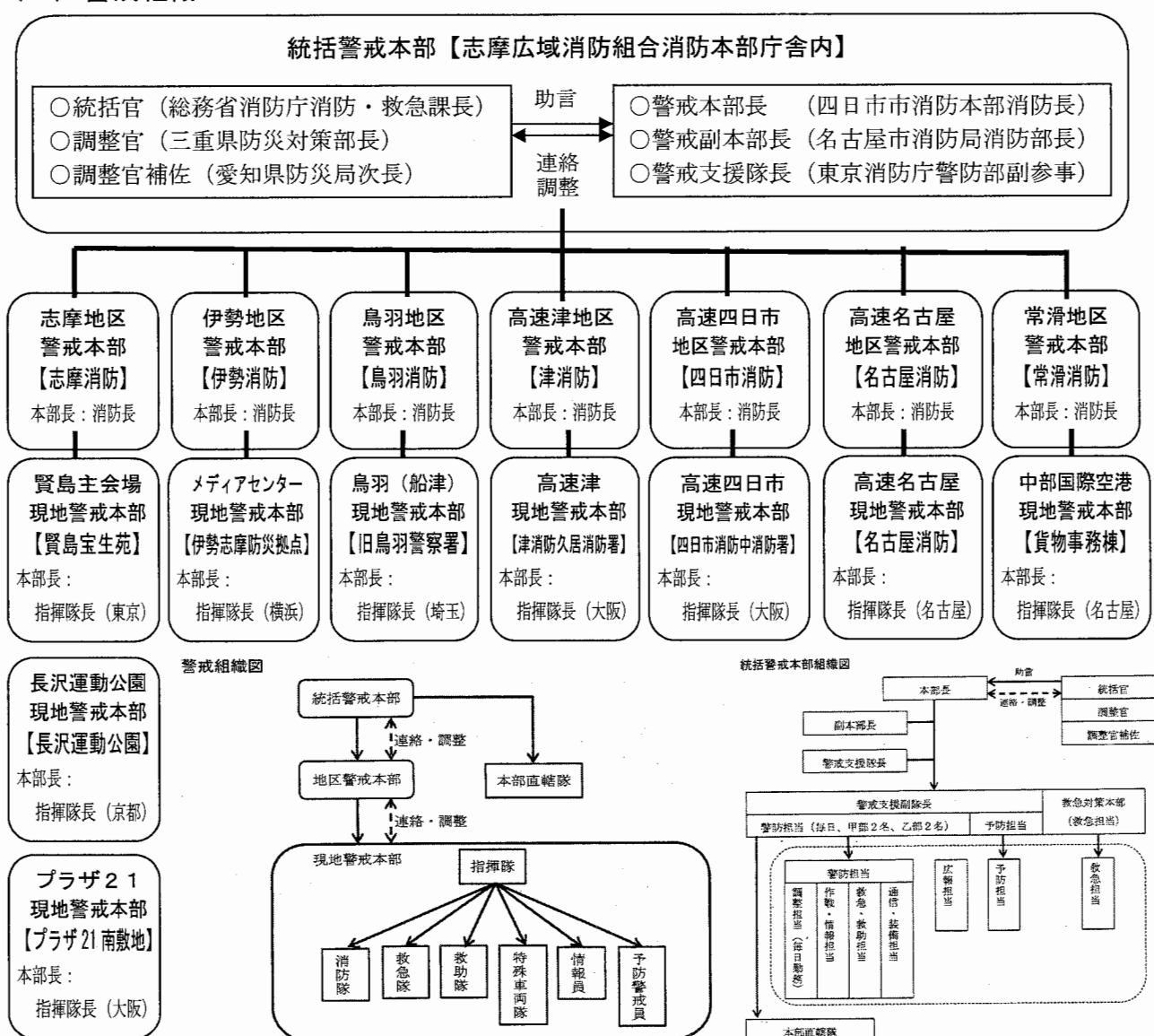
(1) 警戒期間

平成 28 年 5 月 24 日（火）午後 5 時から平成 28 年 5 月 29 日（日）午前 9 時まで

(2) 警戒対象

各国首脳の入国拠点と想定されている中部国際空港からサミット会議場、各国代表団の宿舍等が置かれる賢島までの経路をはじめ、メディアセンターや首脳記者会見場、伊勢神宮、病院、サミット関係者の宿舍等サミットに関係する施設で発生した災害及び各国首脳をはじめとするサミット関係者。

(3) 警戒組織



(4) 警戒体制（規模）

ア 警戒人員 約 1,000 人

イ 警戒車両等台数 約 100 台

(指揮車、ポンプ車、救急車、救助工作車、特殊災害対応車、
大型除染車、ヘリコプター ほか)

(5) 消防特別警戒部隊結団式

ア 日時 平成28年5月24日（火）午後3時から午後3時30分まで

イ 場所 サンアール磯部（三重県志摩市磯部町穴川511-5）

ウ 参加者等の概要

消防職員等 約700名

消防車両 約 50台

